

労働者派遣法に基づく情報提供について

2026年6月1日時点

労働者派遣法第2 3条5項の規定に基づきマージン率等、下記の事項について情報提供を行います。

1. 派遣労働者数	0 名	(実績なし)
2. 派遣先事業所数	0 社	(実績なし)
3. 労働者派遣に関する料金額の平均額	0 (1日8時間あたり)	(実績なし)
4. 派遣労働者の賃金額の平均額	0 (1日8時間あたり)	(実績なし)
5. マージン率	0.0%	

(1) マージン率とは・・・

派遣先から受け取る派遣料金に占める、派遣料金と派遣社員に支払う賃金の差額の割合のことです。

(2) マージン率の算出方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金額の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

6. 教育訓練に関する事項

対象者	入職 ~ 1年目	2年目	3年目	4年目以降			
階層区分							
	教育時間						
	8H以上/年	8H以上/年	8H以上/年	8H程度/年 ※時間数は対象者により異なる			
製造	教育項目	入職時教育 OFF-JT	OFF-JT	業務管理 / 改善 OFF-JT	OFF-JT	セルフマネジメント 職場管理	OFF-JT
	派遣先における実務研修	OJT	生産・品質 (初級)	OJT/OFF-JT	生産・品質 (中級)	OJT/OFF-JT	生産・品質 (上級)
事務	教育項目	入職時教育 OFF-JT	OFF-JT	業務管理 / 改善 OFF-JT	OFF-JT	セルフマネジメント 職場管理	OFF-JT
	派遣先における実務研修	OJT	事務作業 (初級)	OJT/OFF-JT	事務作業 (中級)	OJT/OFF-JT	事務作業 (上級)
サービス	教育項目	入職時教育 OFF-JT	OFF-JT	業務管理 / 改善 OFF-JT	OFF-JT	セルフマネジメント 職場管理	OFF-JT
	派遣先における実務研修	OJT	サービス (初級)	OJT/OFF-JT	サービス (中級)	OJT/OFF-JT	サービス業 (上級)
物流	教育項目	入職時教育 OFF-JT	OFF-JT	業務管理 / 改善 OFF-JT	OFF-JT	セルフマネジメント 職場管理	OFF-JT
	派遣先における実務研修	OJT	運搬・運送 (初級)	OJT/OFF-JT	運搬・運送 (中級)	OJT/OFF-JT	運搬・運送 (上級)

◇赤色の文字で記載された項目については、派遣元が行う『eラーニング』での受講項目です。

◇教育訓練は全て無償かつ有給となります。

◇上記表にある教育項目の中から本人の希望や従事している業務内容に必要な項目を選択する。

7. キャリアコンサルティング相談窓口

電話番号 0120-881-130

8. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無	有	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
協定の有効期限の終期	2027年3月31日		

9. 福利厚生等

社会保険・雇用保険・労災保険・通勤手当・健康診断・制服貸与・『P-コンシェル』『first call』等福利厚生有り